

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第七第十一号死体取扱作業の項中「又は死体見分」を「死体調査、死体検査又は身元確認」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十五年四月一日から施行する。